

平成30年5月10日
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速増殖原型炉もんじゅ

高速増殖原型炉もんじゅ 防災訓練実施結果の原子力規制委員会への報告について

高速増殖原型炉もんじゅは、原子力災害対策特別措置法※（以下「原災法」という。）に基づきもんじゅで実施した防災訓練について、その実施結果をとりまとめ、本日、原子力規制委員会に報告いたしました。

また、原災法に基づきその要旨を添付のとおり公表します。

当機構といたしましては、今後とも、高速増殖原型炉もんじゅの原子力防災対策に万全を期してまいります。

※：平成11年9月30日に発生したJCOウラン加工施設での臨界事故を契機として、同年12月、原子力防災対策を強化するために原災法が制定された。平成24年6月、東日本大震災の教訓を踏まえ、防災訓練の結果報告を義務付ける等の改正が行われた。

添付資料：「高速増殖原型炉もんじゅ 防災訓練実施結果報告書」の要旨

以上

「高速増殖原型炉もんじゅ 防災訓練実施結果報告書」の要旨

原子力災害対策特別措置法（平成12年6月16日施行）第13条の2第1項に基づき、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）の防災訓練実施結果を原子力規制委員会に報告いたしましたので、同項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表します。

1. 報告内容

もんじゅ 防災訓練実施結果（対象：平成29年4月から平成30年3月実施分）

2. 報告年月日

平成30年5月10日

3. もんじゅ防災訓練実施結果の主な内容

(1) もんじゅ原子力事業者防災業務計画に基づく訓練

防災訓練 実施年月日	平成30年2月16日	平成29年5月24日 平成30年2月22日～2月23日
防災訓練の 項目	総合防災訓練	要素訓練
防災訓練の 内容	<p>震度6弱の地震及び津波の発生に伴う全交流電源の喪失により、原子力災害対策特別措置法第15条第1項に該当する事象に至る原子力災害を想定</p> <p>(1) 要員参集訓練 (2) 通報訓練 (3) 緊急時環境モニタリング訓練 (4) もんじゅ施設内退避者誘導訓練 (5) 原子力災害医療訓練 (6) 全交流電源喪失対応訓練 (7) アクシデントマネジメント対応訓練</p>	<p>総合防災訓練を補完する目的で以下の訓練を実施した。</p> <p>(1) 要員参集訓練 (2) 遠隔資機材受入訓練</p>
防災訓練の 結果の概要	<p>【もんじゅ】</p> <p>(1) 要員参集訓練 震度5弱の地震（余震）発生時、本部要員が規則に基づき招集指示を待つことなく、緊急対策室に参集して現地対策本部を設置し、初動対応が実施できることを確認した。</p> <p>(2) 通報訓練 震度6弱の地震発生に伴い発生した</p>	<p>(1) 要員参集訓練 総合防災訓練では時間内の招集となることから、第一次出動要員に対して時間外の招集訓練を抜き打ちで実施し、現地対策本部を構成する機能班に必要な要員が確保できることを確認した。</p> <p>(2) 遠隔資機材受入訓練 原子力緊急事態支援組織からもん</p>

防 災 訓 練 の
結 果 の 概 要

外部電源喪失、管理区域内での所員の負傷及び汚染の情報について、通報文の作成、地上系によるFAX送信及び電話による着信確認ができることを確認した。原災法第10条・第15条事象の発生を受け、通報文の作成、衛星系によるFAX送信及び電話による着信確認が実施できることを確認した。

(3) 緊急時環境モニタリング訓練

全交流電源喪失に伴い、放射線管理班をモニタリングポストに派遣して空間線量率の指示値を確認するほか、モニタリングカーを出動させて可搬型モニタリングポスト、ダストサンプラーを設置して環境モニタリングが実施できることを確認した。

(4) もんじゅ施設内退避者誘導訓練

大津波警報発表の情報を受け、もんじゅ港付近の作業員に対し避難誘導を実施した。外来者の有無を確認した上で、サイト内の従業員に対し指定集合場所への避難誘導を指示し、人員点呼を行い、大津波警報が解除された後に指定退避場所への避難誘導を実施した。現地対策本部からの避難誘導指示が適切に実施されることを確認した。

(5) 原子力災害医療訓練

管理区域内で発生した負傷者に対し、発生現場から汚染検査室への搬送、汚染検査、応急措置、除染、管理区域からの搬出、救急車への収容など病院への搬送までの一連の対応が実施できることを確認した。

(6) 全交流電源喪失対応訓練

以下の実働訓練について、所定の活動が実施できることを確認した。

- ①4000kVA電源車による給電が不可となった場合の手順書に基づく給電訓練

じゅへの資機材の運搬・引渡し訓練を行った。輸送ルートは陸路を選択し、激甚災害において石油スタンドが閉鎖した場合を想定し、輸送燃料の携行による給油を行った。輸送については、輸送物に損傷等を与えることなく到着予定時刻どおりに運搬できることを確認した。引渡しについては、原子力緊急事態支援組織及びもんじゅの操作要員が連携して動作確認を行い、スムーズな引渡しができることを確認した。

防 災 訓 練 の
結 果 の 概 要

②補助冷却設備及び炉外燃料貯蔵槽
冷却系のナトリウム温度管理訓練

(7) アクシデントマネジメント対応訓練
燃料池下部で燃料池水が漏えいし、
水位が低下する状況への対策について
検討し、実施できることを確認した。

【敦賀事業本部】

(1) 要員参集訓練
震度5弱の地震（余震）発生時、構
内放送による一斉招集を行い、本部要
員が緊急対策室に参集して敦賀対策本
部を設置し、初動対応が実施できるこ
とを確認した。

(2) 通報訓練
現地対策本部から通報文がFAX送
信された際、分担して電話による着信
確認を実施した。また記者会見に向け
てプレス文が作成できることを確認し
た。

(3) 機構外部機関との連携訓練
オフサイトセンターへの要員派遣及
び若狭地域原子力事業者支援連携本部
への要員派遣を想定した指示を行い、
必要な支援活動が実施できることを確
認した。

(4) 後方支援組織との連携訓練
原子力事業所災害対策支援拠点の立
ち上げを想定し、機構対策本部への要
員及び資機材の支援要請、受け入れ場
所の選定が実施できることを確認し
た。

【機構本部】

(1) 要員参集訓練
震度5弱の地震（余震）発生に伴い、
直ちにメール送信システムによる一斉
呼出を行い、本部要員が緊急対策室に
参集して機構対策本部を設置し、初動
対応が実施できることを確認した。

(2) 情報収集訓練
機構内のTV会議システム及び音声

防 災 訓 練 の
結 果 の 概 要

会議システムを通じて、もんじゅの対応状況を的確に把握できることを確認した。また、ERCからの問い合わせについては、その重要度に応じて機構内TV会議システムとホットライン（内線電話）を使い分けて現地に確認することにより、現場対応を大きく阻害することなく情報収集できることを確認した。

(3) ERCへの情報提供訓練

機構内で収集した情報について、防災NW（TV会議システム、IP電話、書画装置）を利用して機構対策本部からERCへ情報提供できることを確認した。また、東京事務所からERCへリエゾンを派遣し、防災NWによる機構対策本部からの情報提供内容を確認するとともに適宜説明方法の改善などを行うことで、正確な情報提供が行えることを確認した。

(4)もんじゅへの支援訓練

もんじゅからの支援要請を受け、原子力緊急事態支援組織や機構内の主要事業所に対し、支援本部の設置、支援要員の派遣及び資機材の提供を指示し、必要な支援活動が実施できることを確認した。

(5) 広報活動訓練

プレス文の作成、記者会見及び公開ホームページへの掲載を模擬し、事象進展に応じた適切なタイミングで公表できることを確認した。

今後の原子力
災害対策に向けた
改善点

主な改善点は以下のとおり。

- (1) FAX送信が正常に機能せず、時間を要した。送信できなかった際の対応として、訓練時においても代替手段を準備する。
- (2) 通報連絡文に誤りがあり、通報連絡文作成者及び確認者への再教育・訓練が必要。また記載内容に誤りがないかチェックシートにより確認する。
- (3) シナリオ進行においてコントローラーが介入すべき状況で機能しなかったことから、コントローラーの教育方法の改善を図る。加えて実働訓練を行う現場との調整不足によりシナリオ外の事象が発生したため、訓練当日の現場作業確認、調整について改善を図る必要がある。
- (4) ERC への情報提供において、タイマーかつ正確に発信することに重点を置いていたため、発生事象に対する全体的な説明ができなかった。このため現地対策本部の適切な間隔でのブリーフィングの実施及び ERC 対応ブース統括者による適切な説明方法の指揮を行う。
- (5) 視覚情報として用いた事象進展対策シートについて、記載内容の検討が不十分であったことから、分かりやすい説明ができるシートに修正する。また機構内での情報共有が、口頭説明が主体となり、対外的な説明を意識した説明となっていなかったことから、視覚情報の重要性を機構内で認識するとともに、ルール化する。
- (6) EAL の判断基準やその後の事象進展に関する説明が分かりづらかったため、事象進展予測シート及び補足図面等の整備を進める。

主な改善点は以下のとおり。

- (1) 新規の第一次出動要員が応答訓練と誤認し、緊急対策室に参集しなかったため、応答訓練と招集訓練の呼び出しメッセージの違いを周知し、注意喚起する。
- (2) 携行缶による給油において、作業者の体力的負担の軽減及び安全な給油を目的に携行缶の取扱いに係る体制及び付帯資材の整備を行う。
- (3) 資機材の運搬時、積荷の横ずれが確認されたことから、長距離（長時間）の輸送に伴う振動を考慮した固縛方法に変更する。

今後の原子力
災害対策に向けた
改 善 点

- (7) ERC からの質問への回答が遅れるケースが多々あったことから、現地対策本部内の対応体制について、ERC 対応者と Q&A 対応班との連携を強化する必要がある。
- (8) ERC への状況提供に関して、リエゾンの役割が明確になっておらず、積極的な補足説明ができなかったことから、リエゾンの役割及び対応内容について機構大で整理しマニュアルする。